

掲載内容

元裁判官が語る 判決書からみた民事裁判－裁判官の思考と弁護士の訴訟活動－

第1章 総論

第1 民事裁判の目的 第2 民事裁判の特徴

- 1 私的自治、当事者主義等
- 2 証拠の薄さ
- 3 事件の種類の多様性

第3 判決とは何か

- 1 判決の役割
- 2 判決書に関する民事訴訟法の規定
- 3 判決の名宛人
- 4 判決の効力

- (1) 既判力
- (2) 執行力
- (3) 形成力

第4 裁判と裁判官

- 1 裁判官の役割
- 2 裁判の怖さ
- 3 裁判とブラックボックス
- 4 裁判が目指すもの

第5 民事裁判で求められるもの

- 1 適正・迅速な裁判
- 2 事実認定と判断の適正
- (1) 事実認定
- (2) 判断
- (3) 経験則
- 3 争点整理の重要性
- (1) 争点整理と判決書との関係
- (2) 争点整理の在り方
- (3) 釈明権の行使
- 4 質の高い裁判の実現
- 5 訴訟代理人の役割

第6 民事判決書改善の動き

- 1 在来様式判決から新様式判決へ
- 2 新様式判決の導入により変わった点
- 3 問題点と留意点
- (1) 裁判官による新様式判決に関する問題意識の共有と承継
- (2) 新様式判決と要件事実との関係
- (3) その他

第7 民事訴訟手続のIT化と判決

第2章 各論

第1 事件・当事者の表示等

第2 主文

- 1 主文の意義と機能
- 2 主文例
- 3 主文記載の留意点
- 4 附帯請求
- 5 訴訟費用
- 6 仮執行の宣言、仮執行の免脱宣言

第3 事実及び理由の位置付け

第4 請求

第5 事案の概要

- 1 事案の概要
- (1) 事案の概要の位置付け
- (2) 事案の要旨
- (3) 訴訟物の表示
- (4) 併合事件
- (5) 留意点
- 2 前提事実
- (1) 意義

- (2) 前提事実として記載すべき事実
- (3) 前提事実と認定事実の振り分け
- (4) 留意点
- 3 争点整理の在り方
- (1) 争点の意義
- (2) 争点整理の在り方
- (3) 裁判官の在るべき姿勢
- (4) 訴状受理から序盤での争点整理

- (5) 中盤から終盤での争点整理
- (6) 争点整理の結果
- (7) 訴訟代理人の在るべき姿勢
- (8) 釈明権の行使
- 4 争点
- (1) 争点として記載すべきもの
- (2) 具体的な争点の記載
- (3) 争点の記載の順序と争点の位置付けの記載の工夫
- (4) 争点の摘示と争点に対する当事者の主張の摘示の関係

- (5) 留意点
- 5 争点に対する当事者の主張
- (1) 争点に対する当事者の主張として摘示すべき当事者の主張の程度
- (2) 争点に対する当事者の主張における主張摘示と争点に対する判断における主張摘示及び理由説示の関係
- (3) 主張摘示の順序と方法
- (4) 各種記載例と留意点
- 6 証拠関係

第6 当裁判所の判断の位置付け

第7 事実認定

- 1 事実認定の位置付け
- 2 「事実認定」欄の要否と事実認定の記載箇所・記載方式
- (1) 記載方式
- (2) 各方式の長所と短所
- (3) 留意点
- 3 事実認定の記載順序
- 4 証拠の挙示の仕方
- (1) 事実認定の資料となる証拠
- (2) 証拠の挙示の仕方・順序
- (3) 証拠を挙示する位置
- 5 事実認定の多義性
- 6 証明を要しない事実
- (1) 自白した事実
- (2) 顕著な事実
- 7 証明の対象となる事実
- (1) 証明の対象となる事実
- (2) 証拠制限

- 8 事実認定の方法
- (1) 事実認定に当たり心掛けること
- (2) 書証について
- (3) 人証について
- (4) 「動かし難い事実」からのアプローチ
- (5) 事実認定が困難な理由と方策
- (6) 証拠提出についての訴訟代理人の役割
- 9 事実認定に供する証拠の種類
- 10 書証
- (1) 文書と書証の関係
- (2) 文書（書証）の種類
- (3) 書証一書証の申出等
- (4) 書証一書証の証拠能力と証拠力
- (1) 文書の証拠能力

- (2) 文書の証拠力
- 13 書証一書証の形式的証拠力
- (1) 文書の真正（形式的証拠力）
- (2) 私文書の真正の推定
- 14 書証一書証の実質的証拠力
- (1) はじめに
- (2) 処分証書
- (3) 報告文書
- 15 人証一人証調べ
- (1) 人証調べの意義
- (2) 人証調べの持つ機能
- (3) 人証調べの課題

- 16 人証一人証による事実認定（人証の信用性の評価）
- (1) 人証の信用性の評価の着眼点
- (2) 人証の信用性の評価に当たり在るべき姿勢
- 17 人証一陳述書
- (1) 陳述書の意義
- (2) 陳述書の役割・機能
- (3) 陳述書の証拠能力と証拠価値
- (4) 反対尋問との関係
- (5) 陳述書と記載例
- 18 自由心証主義
- 19 証明度
- 20 経験則
- 21 証拠構造と事実認定
- (1) 証拠構造の重要性
- (2) 証拠（直接証拠と間接証拠）
- (3) 証拠構造と判断枠組、判断構造
- (4) 本証と反証

- 22 事実認定の具体的説示の方法
- (1) 事実認定の構造
- (2) 主要事実（要証事実）を認定する場合の具体的な説示の方法
- (3) 具体的説示の留意点
- (4) 二段の推定が問題となる事案での具体的説示の方法
- 23 証拠評価の説示
- (1) はじめに
- (2) 当事者の主張や証拠の排斥方法
- (3) 当事者の主張や証拠の排斥の留意点
- 24 事実認定に関するその他の留意点
- (1) 事実認定の過不足等
- (2) 証拠による法的評価の直接の説示
- (3) 証拠の引用や指摘と事実認定
- (4) 事実認定は証拠に基づくこと
- (5) 事実認定欄における要証事実の認定
- (6) 気になる事実認定
- (7) 事実認定の不足
- (8) 他の事件の記録（特に、判決書等）による事実認定

- 25 弁論の全趣旨による事実認定
- 第8 事実認定の補足説明
- 第9 争点に対する判断
- 1 位置付け
- 2 民事訴訟法の原則と判断の関係
- (1) 自白法則
- (2) 弁論主義
- (3) 証明責任

- 3 争点の判断順序と判断の要否、記載順序
- (1) 原則的判断順序
- (2) 争点の判断順序と判断の要否の関係
- 4 心証形成過程（推論過程）の判断と表示
- 5 損害の認定判断
- 6 その他の留意点

第10 結論及び法律の適用 第11 裁判所の表示及び裁判官の署名

第3章 資料編

第1 事実摘示記載例 第2 判決記載例

- 1 建物収去土地明渡等請求訴訟（在来様式判決と新様式判決）
- 2 貸金返還請求訴訟等（検討判決例と修正判決例）
- 3 登記請求訴訟（新様式判決）

コラム

- ▶裁判所に行けば真相が分かる？
- ▶上級審から見た判決書
- ▶医師の心と裁判の心
- ▶明かり障子
- ▶民事裁判と誤判
- ▶コピー・アンド・ペーストと裁判官の矜持
- ▶阿仏尼や小泉首相が見た裁判
- ▶裁判官の食あたり
- ▶事件のスジとスワリ
- ▶新様式判決は手抜き判決か？
- ▶共通言語としての要件事実
- ▶IT化と判決書の起案
- ▶正月に「起案の手引」を読み直す裁判官
- ▶前提事実が長文の起案
- ▶高裁勤務から分かるもの
- ▶IT化と争点整理のイメージ
- ▶弁護士の評判
- ▶水掛け論と裁判
- ▶閻魔大王と裁判官
- ▶陳述書は代理人の作文？
- ▶主尋問で崩れる陳述書
- ▶起案の添削
- ▶「勝ってびっくりした」の弁論主義の捉え方と判決
- ▶簡単過ぎる判決
- ▶勝って気持ちが悪い判決？
- ▶判決書は毛筆墨書がいい？
- ▶判決はお供えか
- ▶判決についての雑感

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

元裁判官が語る

判決書からみた

民事裁判

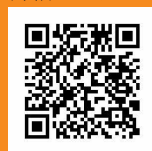
－裁判官の思考と弁護士の訴訟活動－

著 中本 敏嗣（元大阪地裁所長・弁護士）

「良い判決書の在り方」から
民事裁判実務の要点を導く！



詳細はコチラ！



電子書籍も
新日本法規 WEB サイト
で発売!!

<電子版> 定価 5,170 円（本体 4,700 円）

※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要になります。

■ 新様式判決の記載に従って、争点整理や争点に対する当事者の主張、書証、人証、事実認定、心証形成等における要点や実務上の問題点等を弁護士の視点も交えて解説しています。

■ 地裁部総括、高裁部総括の経歴を持つ著者が、裁判官としての経験をもとに裁判実務における悩みごとの解消法や実践的なヒント・工夫を豊富に提示しています。

A5判・総頁 400 頁
定価 5,720 円（本体 5,200 円）送料 460 円
ISBN978-4-7882-9287-1

0120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

総合法令情報企業として社会に貢献



2 事実認定と判断の適正

適正な裁判で最も重要なことは最終判断が適正なことであるが、そのためには、事実認定と判断が適正であることが必要である。両者は密接に関係しており、詳細は各論で指摘するので、以下では要点のみを指摘する。

(1) 事実認定

ア 事実認定の重要性

裁判上の事実認定は、当事者が主張する、過去のある時点で生じたとする出来事(事実)につき、それが真実かどうかを裁判所が証拠によって認定(判断)する作業である。

民事裁判では、一方当事者が主張する事実を相手方当事者が認めるのであれば、当該事実が存在することを前提に次の手続に進むことになる。事実と争いがないか、裁判所が争いのある事実について事実認定をすれば、次は、その事実認定を前提に、当事者の主張が認められるかどうかを判断していくことになる。このように、民事裁判は、まず具体的な事実を認定し、その認定された事実を前提に法律を当てはめて(法律の解釈適用)最終的な結論を出すものである。もっとも、事実認定と法律の解釈適用は、厳密に区別されるかという必ずしもそうではない部分もある。事実認定といっても、裸の単純な事実認定の領域の事柄ばかりではなく、法律の解釈に類する解釈や法的評価、当てはめがされることも少なからずある。

次に事実認定と法律解釈の関係については、たとえ法律解釈が精緻で理論的であり、それ自体が間違っていないとしても、前提となる事実認定が誤っていれば、その後の法規の適用・判断は意味がなくなってしまう。砂上の楼閣といわれるゆえんである。判決は、事実認定が命であり、裁判の結論は、事実認定によりほとんどが決まってしまうといわれるが、これは多くの実務家の経験するところである。したがって、事実認定の重要性は強調し過ぎることではない。

法律解釈は、いろいろな解釈があり得るが、事実認定は、常に事実が存在するかないかの世界であり(証明責任からいえば、存在するか存在するとは認めるに足りないかであるが)、白黒をつける性質のものである。事案の最終解決では、当事者が譲歩して中をとった解決もあり得るが、事実認定は、

【検討記載例】(人事訴訟で自白を適用した判決書)
「……の事実は、当事者間に争いがないから、……を認めることができる。」

(コメント)

離婚訴訟等の人事訴訟事件(人訴19)では、弁論主義の適用が制限され、自白法則は働かない。当事者が準備書面で「認める。」との認否をしても、必ず証拠による認定を要するし、自白と異なる事実を認定しても違法にはならない。ところが、実際の判決書ではこの点の認識がおろそかになり、人事訴訟事件でも自白法則を適用している判決が見られる。

(2) 顕著な事実

「顕著な事実」とは、「公知の事実」と「職務上顕著な事実(職務上認識している事実)」を総称したものである。「顕著な事実は、証明することを要しない」(民訴179)。その理由は、事実認定の客観性が担保されているからである。

7 証明の対象となる事実

(1) 証明の対象となる事実

自白事実、顕著な事実以外の事実は、証明の対象となる事実であって、弁論の全趣旨によって事実認定をする場合を除き、証拠によって認定しなければならない。

証明を要する事実としては、①争いのある主要事実、②主要事実を推認す

双方の言い分の中間をとった和解的な事実認定はできない。

さらに、当事者の立場から見れば、当事者は事実の存否を一番知っている立場にある。したがって、あるとの認定であれ、ないとの認定であれ、自ら体験した事実の認定を間違えられた場合には到底納得のいくものではない。裁判に対する国民の信頼の基礎は事実認定の正しさにあるのであって、事実認定にごまかしがきかない。

したがって、裁判官は、正しい事実認定をしなければならない。

イ 事実認定の困難性

民事裁判において、事実認定をするのは裁判官である。しかし、裁判官は、他人の体験した事実について全く無関係の立場で事実認定をするのだから、実際にはそう容易ではない。事実認定ができるからという理由で裁判官に採用されたわけではない。裁判官の職務には、事実認定と法規の解釈適用があるが、両者を比較した場合に難しいのはほとんどが事実認定である。職務上やむを得ないことではあるが、常に裁判官は事実認定に悩み、苦勞して時間をかけながら事実認定をしているというのが現実である。

近代法の大原則は、当事者と利害関係のない中立・公平な第三者の立場にある者が独立して事実認定をして判断をした方がよいというものである。裁判官が最終判断権者としてその職責を担うが、神ならぬ人間がやることだから、完璧で完全なことはできない。また、民事裁判は、当事者主義、処分権主義の下、双方が主張立証を尽くし、相手の主張立証に反論する機会を与えることを通じて、真実の発見に資することを狙っているが、現実には、それ

第2章 第7 事実認定

るための間接事実、③直接証拠がある場合、その信用性を判断するために補助事実として機能する間接事実があるとされる⁷⁶。

事実認定をする裁判官の姿勢としては、常に証拠があるかを頭に置いていないといけな。当事者も、裁判所がどうしてそういう事実認定をしたかについての関心が高く、証拠に基づかない事実認定だとして控訴理由中で主張することがあり、実際にも証拠に基づかない事実認定の事例がある。

証拠による証明の対象になるのはあくまで事実であって、権利ないし法律効果ではない。このことは、証拠により事実を認定し、その認定された事実により法規を適用することによって法律効果が発生するという法的三段論法の考えから明らかである。したがって、証拠からいきなり法律効果を認定するのは間違いである。

【検討記載例】

「証拠によれば、原告が所有権を有することが認められる。」

【修正記載例】

「証拠によれば、……の事実が認められるから、原告と被告との間で本件売買契約を締結したことが認められる。したがって、原告は、本件土地について所有権を有するものである。」

これに関連するが、証拠により証明できないとして排斥する対象も事実である。法律効果ないし権利義務自体を直接否定する判決書をかなり見かけるが問題である。

【検討記載例】

「原告主張の契約解除を認めるに足る証拠はない。」

【修正記載例】

「原告主張の売買契約解除の意思表示の到達の事実を認めるに足る証拠はない。したがって、原告の解除の主張は採用できない。」

【検討記載例】

「原告主張の不法行為を認めるに足る証拠はない。」

判官であり、その責任はひとえに裁判官にあるが、当事者は、「信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない」(民訴2)ことを忘れてはならない。

コラム ▶裁判官の食あたり

世間では、裁判官は各競技の審判(行司、レフェリー、アンパイヤなど)と捉えられている。確かに判決を下すのが最終の仕事だからそのとおりであるが、意外に知られていないのは、裁判官は、実際には審判の仕事に専念できず、その前提としての争点整理手続などにおけるケース・マネージャーの仕事に相当の時間や力を注いでいるということである。

司法修習生の時に配属された民事部の部総括が、「裁判官が弁護士の出した料理をそのまま食べると食あたりをする」と言われたことを思い出す。裁判官になって思うのは、当事者の訴訟活動は千差万別であるだけでなく、その差異が大きいことだ。原告及び被告に力量のある訴訟代理人がつくと、裁判官の負担は大きく軽減されるし、ほとんど食あたりはしない。しかし、双方がひどい訴訟代理人だと、そもそも食べる意欲もなくなる。それでも、裁判官は、担当事件の主宰者、最終責任者として、争点整理を充実させるために悩みながらも事件を積極的に進め、終局までもっていかなければならない。勢い自らどうやって料理をしようとか、どうやって料理をし直そうかなどを考える。本来は自分で料理することを考えることなく、しかも、高級な寿司やフランス料理とはいかなくても、通常の定食くらいは安心して食べられるような裁判でありたいものである。

(2) 判断

訴訟物である権利ないし法律関係は、民法・商法等の実体法規の規定する法律要件を満たすことによりその法律効果として発生するのであり、直接権利や法律関係を見たり認識したりできるものではない。いわゆる判決三段論法によれば、証拠によって認定された具体的事実を小前提とし、実体法規を大前提として、実体法規に具体的事実を当てはめて一定の結論(法律効果)を導き出すものである。大前提となる法規は、一般には民法・商法等の実体法規の条文が基本になるが、条文の規定自体が抽象的であるから、常に解釈が付きまとうし、さらに、判例も重要である。

当事者主義、処分権主義からすれば、当事者が提示した訴訟物と要件事実が前提となるが、裁判官は、まずこれが事案に適切かどうかを検討し、場合

伝聞証拠でも、刑事訴訟のような証拠能力の制限規定(刑訴320以下)はなく、最高裁昭和27年12月5日判決(民集6・11・1117)は、「私人間の紛争解決を目的とする民事訴訟法においては、伝聞証言その他の伝聞証拠の採否は、裁判官の自由な心証による判断に委せて差支えないという見解のもとに、この他の証拠能力制限の規定を設けなかつたものと解するのが相当である。」とする。

また、民事訴訟の分野でも、違法収集証拠による証拠能力を否定すべきかが問題となり得る事案はあるが(例えば、盗取した文書だけでなく、相手の同意を得ず無断録音したり盗聴マイクを設置したりして取得した録音テープ、他人のパソコンに不正アクセスして取得した電子メールなど)、証拠能力を否定する規定はなく、伝聞証拠の場合と同様、自由心証の問題と考えられてきた。もっとも、常にそれでよいかは悩ましいところであり、当事者の信義誠実義務(民訴2)の遵守が求められる⁷⁷。

民事訴訟規則102条は、証人や当事者本人尋問等に使用する予定の文書は、「証人等の陳述の信用性を争うための証拠として使用するもの」(いわゆる弾劾証拠)を除き、当該尋問開始時の相当期間前までに提出しなければならないと規定しているところ、尋問中に反対尋問をしている訴訟代理人から、突然「弾劾証拠として、乙10号証を提出します。」などと述べて、当該証拠を示し、これを踏まえた質問をすることがあり、証拠等関係目録にも「弾劾証

⁷⁷ 東京高裁昭和52年7月15日判決(判時867・60)は、証拠が著しく反社会的な手段を用いて人の精神的肉体的自由を拘束する等の人格権侵害を伴う方法によって採集されたものであるときは、それ自体違法の評価を受け、証拠能力を否定されるとしたが、当該事件で同意なく録取された録音テープにつき、これに当たらないとして証拠能力を認めた。